

令和元年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

令和元年7月11日(木)
午前10時から午前11時30分まで
県教育会館203会議室

出席委員 嶋崎 政男、石川 善昭、大田 紀子、近藤 一夫、小川 恵、
小柴 孝子

事務局 教育長 澤川 和宏 児童生徒課長 中西 健
生徒指導・いじめ対策室長 伊澤 浩二 関係課・関係機関担当者他

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 千葉県いじめ対策調査会概要説明
生徒指導・いじめ対策室長からの説明。
- 4 説明、審議
 - (1) 千葉県のいじめの状況について
生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議。
 - (2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について
事務局からの説明、その後、質問、審議。

副会長

ではこれより、説明、審議に入ります。

まず、資料1「千葉県のいじめの状況について」生徒指導・いじめ対策室長から説明をお願いします。

生徒指導・いじめ対策室長
資料の説明

副会長

ただいま、事務局から「千葉県のいじめの状況」につきまして説明がありました。事前に委員よりご質問があったことについて、事務局より回答願います。

生徒指導・いじめ対策室長

○資料の1 6 ページ(5)いじめ問題の課題として、67%の学校が保護者への対応と回答していることについて説明する。

把握している事案の中には、被害加害の保護者間で極めて関係が悪化し、問題が長期化している事例がある。十分な準備ができていないまま、事案発生後早期に被害、加害双方の保護者同士を面会させたことによって、その場で関係が悪化し、その後関係の修復が図られず、問題が長期化する事例がある。一方、学校がうまく被害者と加害者の間に入り、解決に導いた事案もある。このような事例を広く共有し、学校のいじめ対応力の向上に努めたいと考えている。

千葉県いじめ防止基本方針にもあるように、事実認定には細心の注意が必要である。事実を無視して双方に問題があったと喧嘩両成敗を落としどころとして、双方に謝罪を求めるようなことがあってはならない。こういったことが、被害生徒にとってさらなる心身の苦痛を与え、加害生徒にとっては真に反省する機会を奪い、保護者には不信任を残すこととなる。

また同基本方針には、「適切な調査に基づき、被害児童生徒、保護者には適宜状況を説明し、安心して学校に通学するための措置を確実に実行。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝えることが大原則である。例えば、事実を伝えることで、被害者側が激高し、和解が困難となったり、学校の責任を追及したりすることが容易に予想されることを理由に、説明を曖昧にしたり、聞かれなかったから言わなかった等の対応を取ると、結局は、保護者の信頼を得ることができなくなる。学校は、いじめ問題の解決のため、事実関係を整理して、正面から誠実に対応することが児童生徒、保護者からの信頼につながる。」と示されており事実関係を整理して、しっかりと、保護者に伝えること等の管理職の対応が特に重要である。7月16日より、スクールロイヤー活用事業を開始することとなっており、学校の管理職へ弁護士から、いじめ防止対策推進法等に基づいた対応がされるよう研修を行うことも予定している。また、弁護士へ学校が気軽に相談できる体制をつくり、学校の法的対応力が向上するように努めていきたい。

○同じく6ページの(5)観衆、傍観者への指導に関し、効果的な事例について説明する。

子供たちが安心していじめの事実を通報できるような仕組みを作っていくことが重要であり、柏市では、ストップイットというアプリケーションを使って、匿名でいじめを通報できる仕組みを構築している。これについては、単純に通報するというだけでなく、同アプリケーション導入に当たって、事前授業として、映像教材を見せながら、自分がその状況になったらどのように対応するかを考えさせる授業等を行い、傍観者とならない教育を行っている。

○高等学校のいじめ認知件数の増加について説明する。

高等学校に対して、法の定義に基づくいじめの認知を繰り返し指導したところであり、高等学校のいじめ認知件数0の学校が減少し、高等学校におけるいじめ認知に関する感度が向上したことが、1つの要因と考えられる。

副会長

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

委員（質問）

高校の認知件数の増加については、今まで以上に法の定義に基づいていじめとして丁寧に認知に努めた結果が、増加している要因として説明をいただいた。確かにカウントが増えたことは理解できる。最近、大学生からも、学生同士のいじめの申し立てが増えている。このデータを見て、重なるところがある。こどもの発達の課題の中に、なにか、いじめの高年齢化がおこる要因があるのではないかと考えた。そのような観点での、分析はあるか教えてもらいたい。現場にいる先生方は実感としてあるか。もしも、あるとすれば、中学校ではいろいろな対応をされて、功を奏しているので、高校への対応が必要ではないかと思い、質問をした。

生徒指導・いじめ対策室長

確かに、高校での件数の増加について、さらなる分析をする必要があると考える。当課にも高校からの相談が寄せられるが、相談件数が増加している実感はない。しかしながら、いじめへの対応が長期化している実感はある。また、高等学校のいじめへの法に基づいた認知が遅れていたのも事実なので、ここについても引き続き、しっかりと対応していきたい。

委員（質問）

資料の1ページのいじめの現在の状況について、認知件数が増加して、早期対応、早期解決等に取り組み、解決している件数の割合も高いことは好ましいことである。このような状況の中で、解消に向けて取り組み中の事案がある。しかし、その他というものがあるが、このその他というものはどういうものか。

生徒指導・いじめ対策室長

その他については、ごく少数ではあるが、転校や、退学をしてしまった事案である。その後の状況が追えないため、その他となっている。

委員（質問）

いじめが長期化していることが多いので、年度をまたぐ事案も多くあると考えるが、この資料にはどのように反映されているのか。

生徒指導・いじめ対策室長

問題行動調査では、その後の状況を把握するようにはなっていないので、県独自で調査し把握しているところである。

委員（意見・質問）

いじめの認知件数が増えているのは、嫌なことを嫌とっていい雰囲気広がってきていて、それを多くの子供が、伝えている結果だと考える。高校生になっても、大学生になっても声をあげられる状況になったのではないかと考える。自発的に声をあ

げられる状況の中で、丁寧にすくい上げられる小中学校の取組を、高等学校に伝えてもらうことで、いじめの長期化を防ぐことになるのではないかと考える。スクールロイヤー活用事業については、何段階も書類の提出を求めている。できるだけ早い段階で専門家に相談した方がいいという事案もある。書類のやり取りや、手続きについて、相談に至るまでどれぐらいの日数を想定しているのか。

生徒指導・いじめ対策室長

ご指摘のとおり、迅速に対応しなければいけないと考える。県内を6か所に分け、複数の弁護士を登録し、文書を簡略化し、できるだけ、その日又は、翌日に学校に弁護士を紹介できるようにしていきたい。

副会長

ありがとうございます。それでは、続いて(2)の各事業の説明を事務局お願いします。

事務局*資料に基づく説明

副会長

(2)各事業の説明についてご質問やご意見がございましたら、お願いします。

委員(質問)

SNS相談のカードは配付されているのか。

生徒指導・いじめ対策室長

県内の高校生、公立、国立、私立含めて学校を通じて配付している。

委員(質問)

SNSカードは子どもたち一人一人に配付しているのかそれとも、手に取りやすいところにおいて、自由に持っていけるようにして配付しているのか。

生徒指導・いじめ対策室長

活用を促すために、学級担任から説明し、一人一人に配付している。

委員(意見)

いじめ問題に対しては、人権教育が重要ではないかと毎年伝えている。伝えていることが、翌年には実現をされていてありがたく思っている。今年は、啓発のところで、人権教育が記載されているが、予防の対策になるのではないかと考える。いじめの予防として人権教育を考えると、自分が尊重される、一人一人が尊重される人権意識、学習権が全員にあって、自分は嫌な思いをせずに勉強できるという意識、そういう意味での人権教育が重要である。自分が大切だから相手も大切、それぞれ違っていてもいいのだという意識、そういった人権意識を高める教育がいじめの予防になるのではないかと考えている。いじめ問題を分析していくと、同調圧力があって、みんな同じでないといけないから、違う人を排除していくという傾向がある。みんな違っていいということを、いじめの予防教育という視点で検討してもらいたい。2番の予防のところに、人権教育、ダイバーシティ推進教育、外国籍の子供たち、LGBTについても、多様性があっていいということを、いじめの予防的側面からも、人権教育

の施策に加えてもらいたい。

担当課

各種協議会を通じて、人権啓発につながるような取組を行っている。人権啓発指導資料として、県内の公立学校の教員に配付しており、人権に関する周知と啓発を図っている。

委員（質問）

スマートフォンを所持している小学生の増加にともない、いじめの認知件数の中に、小学生のネットトラブルが増えてきている。一方、中学校はネットトラブルが少なくなってきた。小学生、その保護者に対して、ネットトラブルについてどのように周知していくかが課題である。指導に活用できるものがあったら、未然防止策になると思うがどうか。

担当課

ご意見をいただいたようにスマートフォンの所持について低年齢化が進んでいることを受け、令和元年7月に小学5年生の保護者を対象にリーフレットを配付した。いじめ対策ということを明記していないが、低年齢層のネット利用を受け、リーフレットを作成して、全小学5年生保護者に夏休み前に配付することとした。

委員（意見）

パンフレットについて、5年生では遅すぎるのではないかと。病院の外来をしているが、小学校5年生ごろから、依存症となっている。ルールを決めていくということがリーフレットには書いてあるが、小学校高学年では、遅いと思われる。小学校低学年向けに伝えていく必要がある。また、子どもが一人遊びをできないうちに、スマートフォンを与えてしまうと、すべてスマートフォンに流れてしまう。現在の対策では足りないのではないかと。

担当課

スマートフォンの使い方のルール等について「学校から発信する家庭教育支援プログラム」をホームページに掲載して、各家庭でダウンロードできるようになっている。また、各学校の先生方に、プログラムの活用について、依頼をしている。本プログラムを、家庭教育学級や、学年懇談会、個人面談の資料に活用することも依頼している。各家庭にスマートフォン等の使い方について、子どもとのルール作りに役立ててもらいたいと考えている。

委員（意見）

先ほどの委員の話にもつながることだが、人権リーフレットに記載されている、先生方の人権意識について、日々の行動を振り返る内容がある。イギリスの学校教育では、その人の属性他、自分では変えられないものについて関係するいじめをハラスメントと言っている。子どもたちがハラスメントをしないようにするためには、適切な教育を先生方ができないといけない。むしろ先生方の言っていることが、結果としてハラスメントとなることがある。教職員の夏の研修等でこの辺りを徹底していくことが重要である。特に、中間管理職以上の先生方に知ってもらいたいという思いがある。

委員（質問）

SNSの相談について、17時から21時であるが、これは、外部委託となるか。

生徒指導・いじめ対策室長

SNSの相談は、外部委託である。相談員は、臨床心理士等の資格を持った相談員が対応する。緊急時の相談についても、責任者を置いて対応することとなっている。

委員（質問）

家庭教育支援のプログラムについて、学校には活用の依頼をしているようであるが、PTA団体の講演会での活用等は依頼しているか。

担当課

年に1回、学校の先生方に向けて当プログラムの啓発ポスター、チラシを配っている。PTA団体に直接、依頼していないが、各学校で、PTA団体へ依頼しているところである。

6 報告

7 諸連絡

8 閉会